

# 令和8年度 事業計画（案）

## I. 基本理念

### 「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」

誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らせる地域社会の実現を願っていますが、人口減少、少子高齢化は否応なく進展しています。社会的繋がり希薄化が進む現代社会において、個々の生活課題、福祉課題も複雑多様化し、これまでの福祉サービスだけでは解決することが困難となっています。また、世界情勢の不安定化による燃料費や物価高騰による経済社会活動の低迷、身寄りのない単身世帯・生活困窮者の増加、要支援者の孤立孤独、判断能力低下による権利擁護が必要な方々の増加、子どもや高齢虐待、ヤングケアラー問題など従来の福祉制度やサービスによる対応が困難となっています。

地域においては、これらを個々の課題として捉えるのではなく、地域全体の課題として考え、誰もが我がごととして解決に向けて行動する“地域の福祉力”を高めることが重要です。そのためには、地域福祉課題に対応するための“繋がり(共助)”を支援し、様々な関係機関と連携し公的な福祉サービスの提供や民間の持てる力と地域住民の主体的な地域福祉活動と合わせた、協働による地域福祉の推進が必要だと考え、住民一人ひとりがお互いに支え合い・助け合う地域を推進することを目指し、「ともに支え、ともに築く、福祉のまちづくり」を基本理念として定めます。

## II. 基本目標

1. みんなで支え合う地域づくり
2. 福祉ニーズを受け止め、住民が必要な支援を受けられる体制づくり
3. 組織体制の強化と基盤づくり

## III. 基本計画（実施計画と実施事業）

### I-1. 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進

#### ① 地域住民の主体的福祉活動の推進

##### (1) ほのぼのコミュニティ21推進事業【赤い羽根共募助成金活用事業】

地域において見守りが必要である在宅の一人暮らし高齢者等に対し、交流する中で生活相談や精神的支えとなる見守りネットワークを形成することで地域住民による見守り活動を推進支援します。

- ① ほのぼの交流協力員事業（新規交流員の配置や研修会等の開催）
- ② ほのぼの交流協力員の推薦（委嘱状交付、町内会との連携など）

- ③ ボランティア活動促進事業（ちょこっと助け合い活動など）
- ④ 必要に応じて、地区懇談会等の実施（意見交換など）
- ⑤ 各地区での活動を取材、情報発信活動（ほのぼの通信発行など）

**(2) 福祉安心電話サービス事業 【町受託事業・県社協補助事業】**

県社協が実施主体となり、町担当課との連携により在宅の一人暮らし高齢者等の自宅へ、緊急通報装置と火災報知器を設置し、また地域における見守りや支援の体制作りを行います。その他、通報テストの実施やペンダントの電池交換等を適宜行います。

**(3) 地域住民グループ支援事業 【町受託事業、福祉資金活用事業】**

町内会を単位として、一人暮らし高齢者等が集まれるサロンを開催する事で高齢者の地域社会とのつながりを持つ場を作り、支援者による声掛けにより安否や健康状態の把握を図ると共に、住民主体による地域福祉を支援します。

○ 地域密着型「ふれあい・いきいきサロン」実施地区の支援活動

35 地区(36 町内会)、 延べ 231 回開催予定

- |             |        |             |         |
|-------------|--------|-------------|---------|
| ・年 12 回開催地区 | 7 地区予定 | ・年 10 回開催地区 | 3 地区予定  |
| ・年 8 回開催地区  | 1 地区予定 | ・年 7 回開催地区  | 2 地区予定  |
| ・年 6 回開催地区  | 3 地区予定 | ・年 5 回開催地区  | 12 地区予定 |
| ・年 3 回開催地区  | 4 地区予定 | ・年 2 回開催地区  | 2 地区予定  |
| ・年 1 回開催地区  | 1 地区予定 |             |         |

**(4) こども未来支援事業 [新規]**

【赤い羽根共募助成金活用事業、福祉資金活用事業】

① こども食堂支援事業

地域のボランティアや会社等が中心となって、こどもたちに対し食事の提供や居場所づくりを目的に行っている「みんなの食堂」について、開設・運営にかかる経費の一部を助成することを目的に行います。

② 子育て世代支援事業

物価上昇・燃料高騰等の長期化や様々な原因によって、経済的な影響を受けやすい「ひとり親世帯」等へ様々な支援事業を展開して参ります。

また、子育て世帯へ「もぐもぐ応援プロジェクト」を含む食支援等も行います。

**② 当事者の社会参加推進**

**(1) のびのびサロン事業(障がい者対象) 【赤い羽根共募助成金活用事業】**

福祉プラザのびのび館を主な拠点とし、障がい者を対象としたのびのびサロンを年 5 回開催します。

**(2) 福祉団体などへの支援 【赤い羽根共募助成金活用事業】**

- ① 福祉団体及びボランティア活動団体への助成金交付（25 団体）
- ・老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ（14 クラブ） ・赤十字奉仕団
  - ・身体障害者福祉会 ・母子寡婦福祉会 ・子ども会育成連合会
  - ・更生保護女性会 ・連合婦人会 ・こでまりの会 ・保育会
  - ・家族介護者の会 ・災害ボランティア連絡会

- ② 福祉団体主催の各種大会への参加及び協力

### ③ 福祉課題の把握

#### (1) 各種団体等へのPR活動

町内会等の会合・各種事業の集まりに必要な応じて職員が出向き、社協事業の周知啓発を行うとともに、地域課題や要望の掘り起こしを行います。

## II-1. 地域福祉サービスの推進

### ① 地域福祉活動の推進

#### (1) 外出支援事業 【町受託事業・社協独自事業】

自力では通院が困難な方を対象に通院にかかる移送サービスを行います。また、町委託の条件に合致しない場合は、社協独自の移送サービスを実施します。

#### (2) 食の自立支援事業 【町受託事業・福祉基金活用事業】

配食サービス提供体制を整え、在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、配食ボランティアによる配達と声掛け・関係機関との連携により、見守りや安否確認を行います。また、対象者等へ定期的に情報チラシを発行し情報提供にも努めます。

#### (3) ほがらか教室開催事業 【町受託事業】

老人福祉センターを活動拠点とし高齢者等の生きがい及び教養・学習活動として、9 教室及び 1 愛好会(自主活動)を開設するほか、お便りほがらか教室の発行、ほがらかSUN SUNサロン、やってみよう！！ほがらカレッジを開催します。

#### (4) 生きがいづくりフェスの開催

ほがらか教室閉講式・学習発表会、ほがらか教室受講生の作品展示のほか、“いつまでも元気で過ごすための講座”などを開催します。

#### (5) 高齢者年末見守り活動事業 【赤い羽根共募助成金活用事業】

年末（大晦日）に見守り弁当又は災害対策用品などを配達しながら、民生委員等と協力し独居高齢者世帯等の安否確認を行います。

## (6) 生活支援体制整備事業 【町受託事業】

高齢者等が住み慣れた地域でつながりや生きがいを持ちながら生活できるように、地域社会からの孤立を防ぎ、住民や関係機関、様々な団体などが助け合いの活動のネットワークを構築し、それぞれの持ち味を生かした生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域にあった支え合いの体制づくり（住民主体の自発的活動）を推進します。

- ① 生活支援コーディネーターの設置（兼務）
- ② 生活支援サービスの企画、整備、支援など
- ③ 高齢者等世帯の見守り体制の構築（町内会へ介入）
- ④ 生活支援情報の周知（便利チラシ作成など）
- ⑤ 有償ボランティアを活用した生活支援「ちょこっと助け合い」活動事業の実施
- ⑥ 「地域おこし協力隊員」による支えあい活動やちょこっと助け合い活動の裾野の拡大、推進を図るためのコーディネーション。
- ⑦ 生活支援「ちょこっと助け合い」活動事業に関わるボランティア養成講座の開催
- ⑧ リモート(オンライン)を含む各種研修会への参加

## (7) いきいきデジタル健康事業 【新規】

### 【赤い羽根共募助成金活用事業、福祉基金活用事業】

家庭用ゲーム機を活用し、高齢者等の社会参加の機会減少や認知機能低下、フレイル、外出意欲低下等をできる限り予防し、健康長寿と新たな居場所づくりの一助として運営します。

- ① 居場所づくり活動として活用
- ② 社協事業を推進するための“ツール”として活用
- ③ 福利厚生等として活用（操作等支援スタッフ育成）
- ④ 町介護予防事業メニューとして活用（介護、認知症予防）
- ⑤ その他、様々な場面における活用

## (8) 地域おこし協力隊員活用事業（1年目）【新規】

### 【委託型事業(最大3年間)】

地域おこし協力隊員を委託型で採用。生活支援コーディネーターとともにおいらせ町内における人的ネットワークの形成を通じて交流の輪を広げる。SNSを活用し、おいらせ町社会福祉協議会の取り組みを広く情報発信することで、町内における共助活動が活発なエリアを拠点にし、共助活動の理解促進に努め更なる普及活動を目指す。

## (9) 介護予防教室参加者送迎委託業務 【新規】

運転員1名を採用し、通年実施される介護予防に重点を置いた介護予防事業プログラム（三圏域）の参加者送迎業務を行います。（年間166回予定）

## Ⅱ・2. 福祉教育・ボランティア活動の推進

### ① 福祉意識の高揚と人づくり

## (1) 社会福祉大会の開催と参加

- ① 第 21 回 おいらせ町社会福祉大会の開催  
【町補助事業・赤い羽根共募助成金活用事業】  
(会場：みなくる館 開催予定日：未定)
- ② 第 76 回 上北郡社会福祉大会への参加  
(会場：六戸町 開催予定日：未定)
- ③ 第 75 回 青森県社会福祉大会への参加  
(会場：青森市 開催予定日：令和 8 年 10 月下旬予定)

## (2) 社会福祉士養成実習生など受け入れ

### ② 福祉教育の推進

#### (1) 児童、生徒夏ぼらんていあ体験学習事業

【赤い羽根共募助成金活用事業、福祉基金活用事業】

- ① 小中学生による町内各種福祉施設でのボランティア体験学習
- ② 町内 5 小学校と 3 中学校との連携・協働

#### (2) 高齢者擬似体験・車椅子体験・出前講座への職員派遣

#### (3) 地域ふくし川柳コンクールの開催

福祉意識の啓発活動の一環として川柳を募集し、若い世代から地域福祉についての関心を深めていただくことを目的に実施します。

### ③ ボランティア活動の推進と災害時体制の確立

#### (1) ボランティアセンター事業

- ① 相談、あっせん及び募集事業
- ② ボランティア情報誌の発行（年 2 回）
- ③ 収集ボランティア活動の促進及びボランティア講座への参加促進
- ④ おいらせ町総合防災訓練に関わる災害ボランティアセンター設置訓練
- ⑤ 災害等に伴う被災地支援のための職員派遣

#### (2) 福祉レクリエーション用具、福祉用具（車いす）の貸出

- ① 車椅子の貸出
- ② サロン等貸出用備品整備（レクリエーション用具等の整備）  
ピンボウリング、輪投げ、ストライクナイン、室内用ペタンク、  
リングリングゲーム、ビンゴゲーム（抽選器）、オーバルキャッチ、  
オセロ、ミニ玉入れ、ラダーゲッター、スクエアステップマット、  
ニュールーレットゴルフ、サッカーターゲット、モルック、  
Nintendo Switch（貸出条件あり）【新規】

### (3) 高校生による災害ボランティア体験講座の開催

### (4) 災害ボランティアネットワークの構築

おいらせ町災害ボランティア連絡会等と連携し、災害時のボランティアセンター運営に係る研修会等を実施し、平常時からボランティアネットワークの構築を図る。また、上十三地域市町村社会福祉協議会連絡会災害時相互応援協定に基づき、上十三地域社協相互間で応援等を円滑に行う。

## Ⅱ-3. 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実

### ① 福祉情報の提供

#### (1) 社協広報誌の発行（年2回） 【赤い羽根共募助成金活用事業】

社協だよりの発行を行い、町内会との福祉懇談会を開催するなど社協の組織、事業内容や福祉情報の発信に努め、広報活動の推進を図ります。

#### (2) ボランティア情報誌の発行（年2回）【赤い羽根共募助成金活用事業】

#### (3) 社協ホームページの活用

住民への情報開示、提供のため「社協ホームページ」を活用し、定期的に情報を更新し、町民や町民以外の方へも広く情報を公開して行きます。

#### (4) SNS（おいらせ町社協公式 Instagram・LINE）の活用

事業など情報発信活動ツールとして、社協事業紹介、PRなどを幅広い世代へ行っていきます。

### ② 相談体制の確立

#### (1) 心配ごと相談事業（無料法律相談開設含む）

【赤い羽根共募助成金活用事業、福祉基金活用事業】

##### ① 一般相談所の開設 年6回予定

- ・相談員 4人体制以内
- ・4月を起算月とする隔月 第1水曜日 いきいき館 10時～12時  
(4月、6月、8月、10月、12月、2月開催予定)

##### ② 特別相談所の開設

- ・弁護士を相談員とする法律相談所を年3回程度開設します。

##### ③ 相談員全体会等の開催

#### (2) 福祉サービス苦情解決、第三者委員の設置

福祉サービスの利用者からの苦情解決に社会性や客観性を確保した適切な解決を図るために、福祉サービス苦情解決第三者委員を設置します。

### ③ 生活支援体制の確立

## (1) 日常生活自立支援事業（あっぷるはーと）

- ① 基幹的社会福祉協議会（八戸市社協）との連携と初期相談の受付
- ② 生活支援員との連携、支援、調整など
- ③ 研修会、法人後見関係研修会への参加など

## (2) たすけあい資金貸付事業（町社協独自事業）

資金貸付及び要援助者の自立に向けた相談支援を行う。また、償還指導による不良債権の解消と貸付原資の確保を図り、調査等を行い必要に応じて回収が困難な場合は、徴収不能処理等を行います。

## (3) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

県社協との連携により、相談申込者世帯の自立に向け資金貸付に関する相談援助や申請手続きを支援します。また、償還促進運動を実施し不良債権の解消を図ります。

緊急小口資金等特例貸付に係る債権管理事務(償還免除、償還猶予)への相談対応、自立相談支援機関等へのつなぎ支援、償還が滞っている人への継続的な支援を行って参ります。また、必要に応じ生活困窮者自立支援制度相談支援実施機関や行政、法テラス等の他機関との連携を図ります。

## (4) フードバンク機能等支援事業

【赤い羽根共募助成金活用事業、福祉基金活用事業】

フードバンク機能体制の構築を図り、町や県社協、企業、各種団体等との連携により、生活困窮者等への支援事業を展開して参ります。

## (5) 「Amazon みんなで応援プログラム」参加事業

全国各地で物資の支援を必要とする団体等を世界最大のインターネットショッピングサイト「アマゾン」を通じ、サポートを受けるプログラム。

“Amazon みんなで応援プログラム [【URL】 https://www.amazon.co.jp/ouen](https://www.amazon.co.jp/ouen)”

「地域」から支援先を選び、「東北・北陸」より、おいらせ町社会福祉協議会のほしい物リストを購入してもらうことで、町社協へ応援品が届くシステム。

## ④ 施設運営管理体制の確立

### (1) 地域福祉センター管理運営事業

地域福祉センター（いきいき館）の管理受託運営、防火管理者の配置  
消防訓練の実施：年2回、水害等想定訓練、施設小破修繕等対応など

### (2) 福祉プラザ管理運営事業

福祉プラザ（のびのび館）の管理受託運営、防火管理者の配置  
消防訓練の実施：年2回、水害等想定訓練、施設小破修繕等対応など

### (3) 老人福祉センター管理運営事業

老人福祉センターの管理受託運営、防火管理者の配置

消防訓練の実施：年2回、水害等想定訓練、施設小破修繕等対応など

## III-1. 社協基盤の充実・強化

### ① 社協組織の強化

#### (1) 役員研修会等の実施参加

役員の関係する研修会への参加促進により組織の活性化を図ります。

#### (2) 理事会・評議員会の充実

理事会、評議員会、監査会を開催し会務の運営に必要な事項を審議すると共に、適宜、正副会長会議や職員会議を開催し案件等を協議します。

#### (3) 委員会の設置

- ① 福祉サービス苦情解決第三者委員会
- ② 生活福祉資金貸付調査委員会
- ③ たすけあい資金貸付委員会
- ④ 評議員選任・解任委員会

#### (4) その他必要な活動

- ① 福祉避難所の確保に関する協定の締結により災害時等に対象者となる方の受け入れをします。(受入対象：高齢者・要介護1以上)
- ② 福祉協力員の委嘱(町内会長連絡会議にて交付予定)
- ③ 被災者等援護活動
- ④ 要援護者世帯の調査活動(地域包括支援センターと連携し高齢者等見守り世帯の把握に努めます。)
- ⑤ 地域ケア会議等での情報交換や各関係機関との連携を図ります。
- ⑥ 近隣の市町村社協との担当者情報交換等の連携を図ります。
- ⑦ 上北郡社会福祉協議会の事務局として郡内社協と連携をとりながら研修会等を開催します。(令和8年6月迄)

### ② 職員の資質向上

#### (1) 職員の資質向上

- ① 職員関係研修会への参加促進や福祉サービスの自己評価の取組を通じ、職員の資質向上を図ります。
- ② 職場のコミュニケーションを図ることで、より良い信頼関係を築き、相談しやすい環境づくりを構築します。
- ③ 事業運営に対する職員の自由な発想と創意工夫を生かした「職員提案制度」を随時実施します。

- ④月1回、事務局ミーティングを行い各職員の事業進捗、研修会等参加予定等の把握のほか、県内外社協事業紹介を行い新規事業開拓を促します。

### ③ 財政基盤の強化

#### (1) 会費制度の理解と会員加入促進

#### (2) 公費補助、助成の確保

#### (3) 共同募金運動への協力

10月から始まる赤い羽根共同募金活動への協力など実施します。

#### (4) 各種助成制度等の活用

#### (5) 福祉基金の活用

福祉基金の適正な運用を図りつつ、福祉事業財源として活用することで今必要とされる地域福祉事業実施に迅速に対応、企画、継続してまいります。

【令和8年度 8事業 1,085,000円予定】

#### (6) 財務管理の適正化促進

- ① 職員意識向上（県内外研修への参加促進や職場内研修の実施など）
- ② 内部けん制体制の構築（管理体制の確立による内部けん制体制の強化）
- ③ 会計専門家による定期的経理指導（公認会計士の定期的な指導と点検）
- ④ 内部監査の実施（職員相互による内部監査の実施）
- ⑤ 町財政援助団体監査、補助金・委託事業等の監査への対応
- ⑥ 各種福祉団体会計事務の管理（けん制体制の強化）